

下関市立王江小学校いじめの防止基本方針

(令和3年3月改訂版)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子供を救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本市においては、「15歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童生徒が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子供たち一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本市としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定めるものである。

王江小生徒指導に関する基本方針

児童一人ひとりを全職員で見つめよう

生徒指導は児童一人ひとりの人格のよりよい発展を目指すとともに、豊かで充実した生活をさせることを究極のめあてとしている。

そのためには、全職員が生徒指導の本質的意義を把握し、共通理解に基づき、児童一人ひとりに秘められた可能性の開発とその伸長を目的として、教育活動の全分野において、計画的、積極的に児童の理解と指導にあたらなければならない。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- ①いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策基本法」第2条第1項要約）
- ②いじめの認知にあたっては、学校いじめ対策組織が中心として積極的な認知を行うこととし、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生することもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策基本法」第4条）

(4) 基本的な認識

①いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめ」は人権にかかわる重大な問題であるが、加害児童生徒の人格そのものを否定したり、罰を与えたりするものではない。いじめの対応にあっては、人格の成長につながる指導力を入れる。指導に当たっては、「良好な人間関係を構築できる力」及び「自分の存在と他人の存在を認める態度」を育てることに力を入れる。

②いじめは「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

③いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

④いじめは、「学校、家庭、地域、スクールロイヤー、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(5) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

② 日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を越えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要があるもの。

③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(6) 基本的な対応 『未然防止・早期発見・早期対応』

○未然防止

- ・子どもの心身の成長過程に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。
- ・インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応のため学校における携帯電話等の適切な使用の仕方として2つのことを指導していく。携帯電話等の使用の有用性、使用にともなう危険性やトラブル対処方法、適切な人間関係づくりのありかた指導していく。家庭と連携したルール作りもしていく。

○早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子どもが発するサインを見逃さない。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。
- ・遊びの中の「いじり」、「からかい」において、いじめの可能性があるので教職員の観察が重要である。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

○早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職及び学校いじめ対策組織並びに教育委員会への報告と情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決、再発防止を目指す。
- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※ 学校は、いじめの早期発見・再発防止に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 校内体制の確立

(1) いじめ防止対策委員会の設置

- ①学校管理職のリーダーシップの下、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。校長、教頭、教務、生徒指導主任、学級担任からなるいじめ防止対策委員会を設置する。

②必要に応じてスクールカウンセラーやSSW、GA等の外部専門家を活用する。

(2) 確実な情報共有と指導体制の強化

- ①いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ②全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ③特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取り組みについて全教職員で共通理解し、支援を行う。
- ④学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行う。
- ⑤「いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

(3) 教職員評価による評価・検証・改善

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

(4) 教育委員会への報告・相談

- ①定期報告…毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ②臨時報告…「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。人間関係のトラブルにより連続欠席3日以上についても報告。※毎月の月末報告を待たずに報告する。

3 未然防止の取組

(1) 居場所づくり、絆づくり

- ①児童への働きかけ
 - ◎子ども一人ひとりのよさを見つけ、認め、ほめる。
 - ◎子どもの言動を肯定的に受け止め、共感する。
 - ◎子どもの気持ち、サインを敏感に受け止め、応える。
- ②地域住民との信頼関係づくり
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の内容について、PTA総会、学校運営協議会、学校ホームページ等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
 - ・学校生活の様子を伝えるとともに、家庭や地域での様子を把握する。
 - ・様々な機会をとらえ、学校生徒指導方針の徹底を図る。
 - ア PTAとの連携による、校外生活における児童の実態把握
 - イ 学年・学級・学校だより・きらめきネットコム（メール）等による情報発信
- ③心の教育の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

④礼儀正しいあいさつ

- ・あいさつを通して、相手を思いやる心や節度、コミュニケーションを育む。
- | | |
|---------------|-------------|
| 「はい」 | 「お世話になりました」 |
| 「おはようございます」 | 「失礼します」 |
| 「こんにちは」 | 「入ってもいいですか」 |
| 「さようなら」 | 「失礼しました」 |
| 「ありがとうございました」 | など |

⑤美しい環境づくり

- ・落ち着いた学習環境を整える。
- ・黙って、隅々まで美しくなる清掃活動を行う。

⑥中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年、学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小中学校全職員が協同して取り組む体制を作る。

⑦保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

(2) 友人関係、集団づくり (コミュニケーション能力の育成)

①心の通い合う学級経営

- ・一人ひとりの違いを認め合える学級
- ・自分の思っていることや考えていることが素直に言い合える学級
- ・困っている子、悩んでいる子に積極的に手助けをし、支え合える学級
- ・いじめについて学び、いじめを許さない学級

②縦割り班 (異学年集団) の活用

- ・異学年集団の活用により、児童が主体的に活動する集団作り
- ・異学年集団による普段とは違った児童一人ひとりのよさを発揮できる集団作り

4 早期発見の取組

(1) 日常的な行動のきめ細かな観察

「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感でなければならない。

(2) 情報交換会

①定期的または必要に応じて職員を招集し、次の事項について協議し実践を図る。

- ア 重点指導項目の実施計画と反省及びその後の指導方法
- イ 問題行動、問題事項についての対策と指導
- ウ 校内生徒指導部としての生徒指導上の問題事項についての対策
- エ 校内・校外生活のきまりの検討
- オ 交通安全指導
- カ 校内・校外安全指導
- キ 各学年の児童の様子、十分な児童理解
- ク 特別支援を必要とする児童の対応

②児童の生活(いじめ・不登校・虐待を中心に)について共通理解する。

- ア いじめ、不登校等の研修を深める。
- イ 児童の生活実態把握と対策指導
- ウ 気になる児童についての共通理解

(3) にこにこふり返りアンケート(いじめアンケート)の実施(毎週木曜日)

トラブルや気になることが認められた場合は、管理職へ報告し、関係職員で対策を考えるとともに全職員で情報を共有する。共有後、その後の対応も記録する。アンケートについては内容や形態を工夫をしながら、より子どもの実態が分かるものにしていく。アンケートの保管期間は少なくとも5年とする。

(4) 子ども見守りアンケートの実施

学期に1回、児童の教育相談週間にあわせて保護者対象のアンケートを実施する。

(5) 児童との教育相談週間の設定(6月、10月、2月)

教育相談

- ①自発的相談を尊重し、悩みや諸問題を共感的に理解し対策指導に努める。
- ②教育相談室の活用(1階職員更衣室横談話室および、2階ふれあい教室)
- ③アンケートや各種心理テストの実施

5 解決に向けた取組

(1) 初期対応

①いじめ発覚直後(学校外で起きたいじめ事案についても対応する)

発見者は、管理職、生徒指導主任、担任等へ報告し、情報を共有する。

(5W1Hについてわかっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

対応については記録を残し、保管をする。

②対応チームの結成

管理職が情報を確認し、今後の対応、役割分担について指示する。

③関係児童への聞き取り

関係する個々の児童生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

④いじめ防止対策委員会の開催

情報を確認し、今後の対応について協議する。

(2) 中期・長期対応

①当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

②対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

③全校児童に対する指導

- ・問題行動が他の児童に影響を及ぼすと判断した場合は、全校児童へ適時、適切な指導をする。

④関係諸機関との連携した対応

- ・必要に応じて、関係諸学校・補導センター・児童相談所・警察署・福祉事務所等と連携をとりながら適切な指導を行う。

⑤進級・進学に伴う引継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

⑥インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

○未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童の主体的な活動

- ・児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

○ 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

○ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

○ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

(3) いじめの解消について

いじめは、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係わる行為が3か月以上の期間継続して止んでいること。
- ②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。これは、被害者児童と保護者に対して、面談等で確認することで判断する。

6 重大事態への対応

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

・重大事態の対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

(1) 教育委員会へ報告し、「重大事態である」と判断があった場合、以下のように対応する。

①教育委員会と連携し、調査組織による調査を実施する。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査をする。

②いじめられた児童や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。

③いじめられた児童や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。

④調査前に「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。

※「事実関係を明確にする調査」とは

「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

(2) 教育委員会に調査結果を報告する。

(3) いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童とその保護者に情報を適切に提供する。